

美郷町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用防犯カメラを購入し自ら居住する住宅に設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、犯罪の発生を抑止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「家庭用防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として屋外又は屋内に固定して設置され、住宅の敷地内を撮影する装置で、映像を記録する機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住民登録をしている個人であること。
- (2) 当該申請者及び居住世帯員が本町の町税及び使用料等を滞納していないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付対象となる防犯カメラ等及び補助金額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、補助金額に100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、美郷町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に領収書及び取扱説明書等の写しを添えて町長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、当該申請をした者に美郷町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(交付条件)

第7条 補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業変更により、補助対象経費が増額されても追加補助は行わないとする。

(2) 交付決定者は、当該補助金を受けて取得した設備等の管理において、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な使用に努めるものとする。

(3) 捜査機関から映像の情報提供を求められた場合は、映像の提供に協力すること。

(4) 美郷町補助金等の適正化に関する規則（平成16年11月1日規則第43号）及びこの要綱を遵守すること。

(補助金の請求)

第8条 前条の決定を受けた者は、美郷町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条に規定する請求書が提出された場合は、速やかに補助金を交付する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

交付対象	対象経費等	補助金額
家庭用防犯カメラ等 （本町の住民基本台帳に登録のある者自らが居住する住宅等に設置するものに限る。ただし、アパート・戸建ての賃貸住宅等の集合住宅を除く。）	・家庭用防犯カメラの購入費、設置費用、附属品の購入費とする。 ・1世帯につき1回まで。（複数世帯が同居する場合、同一建物の重複不可）	補助対象経費の1/2以内で、上限額は30,000円とする。